

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用する。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同条第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。

- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する。

令和7年1月24日
利府町農業委員会